

# 松江地域 循環型社会形成推進地域計画



松 江 市  
平成 25 年 12 月 20 日

## 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
3. 施策の内容	6
4. 計画のフォローアップと事後評価	12
添付資料 1 : 位置図	13
添付資料 2 : 現状と将来のトレンドグラフ	15
添付資料 3 : 現状と将来の処理内訳	18
様式 1	19
様式 2	21
様式 3	22
参考資料様式	24

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：松江市（添付資料 1 参照）  
面 積：573.01 km<sup>2</sup>（平成 25 年 9 月 27 日現在）  
人 口：207,136 人（平成 25 年 10 月 1 日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行う。

### (3) 基本的な方向

本計画の対象地域は、松江市とする。本計画の対象地域（以下「本地域」という。）は、平成 17 年 3 月 31 日の 1 市 6 町 1 村による合併、平成 23 年 8 月 1 日の旧東出雲町との合併を経て、中央に位置する松江地域の市街地を中心に、北部は日本海に面し、南部は中山間地域を有し、宍道湖・中海の大部分を取り囲むなど、水と緑に囲まれ様々な変化に富んだ自然を持つ地域となった。

ごみ処理については、可燃ごみの中間処理施設として、平成 23 年度より新たに発電設備を持つガス化溶融方式の施設エコクリーン松江を供用開始し、処理残渣の減容および資源化を行い、さらには最終処分量の削減が大きく進んだところである。不燃ごみについてはこれまでと同様にエコストーション松江において破碎選別により回収した金属類を資源化しているほか、それ以外のごみについても西持田リサイクルプラザおよび川向リサイクルプラザにて処理を行い、資源化を行っている。

また、エコクリーン松江ではごみ処理時の熱を回収し発電を行うことができる施設であり、発電した電力を施設内で使用することなどによって CO<sub>2</sub> 排出量削減にも寄与している。

今後は、エコクリーン松江を中心とした施設によるサーマルリサイクルの推進と、市民・事業者の分別徹底によるマテリアルリサイクルの推進の両立を図るとともに、ごみ処理施設の適正な維持管理と安定稼働の継続により資源化量の増加および埋立量の削減を進めることで循環型社会の形成を推進していくものとする。

生活排水処理に関しては、公共用水域の水質汚濁を防止するため、住民へ生活排水の汚濁負荷量削減についての意識啓発を図るとともに、公共下水道や集落排水処理施設等の集合処理施設及び合併処理浄化槽の整備およびこれらの生活排水処理施設への接続の呼びかけを進めていくものとする。

また、し尿処理施設である川向クリーンセンターについて、老朽化対策と併せて汚泥の資源化が可能な施設としてリニューアルを行い、有機性廃棄物を資源として有効利用することを目指すものとする。

### (4) 広域化の検討

松江市では 2 度の合併以前より、可燃・資源ごみ、し尿等は合併前の旧市町村で構成していた一部事務組合による広域処理を行っていた。また、旧市町村ごとに行っていた不燃・粗大ごみの処理を合併を機に集約したほか、現在雲南広域連合に処理委託している旧宍道町分のし尿等を平成 27 年度から本市で処理することで処理の集約化・広域化は完了する。

更なる広域化については周辺自治体の状況や意見を踏まえて検討していくものとする。

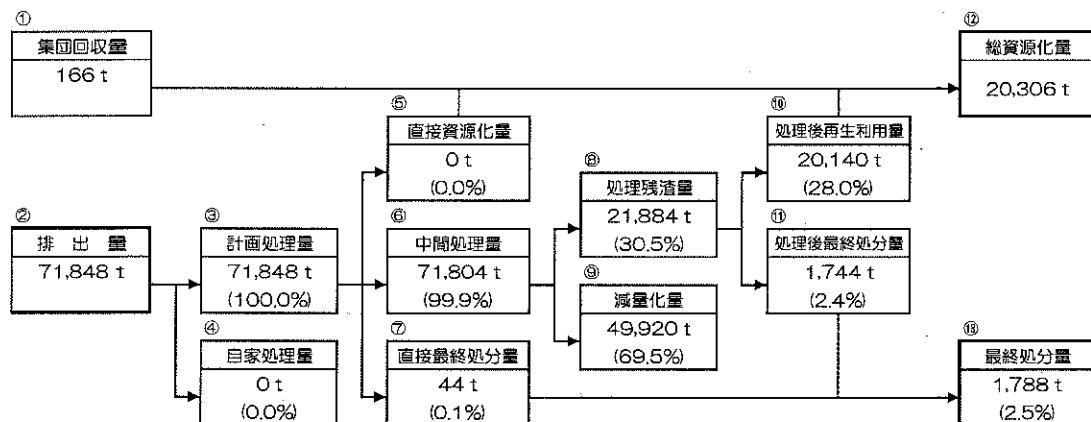
## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1)一般廃棄物の処理の現状

平成24年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図1に示すとおりである。

排出量は71,848トンであり、再生利用された「総資源化量」は20,306トン、リサイクル率（＝総資源化量／(排出量+集団回収量)）は28.2%である。

溶融や破碎等の処理を行う中間処理量は71,804トンであり、このうち49,920トンを減量、1,744トンを最終処分している。直接最終処分量と合わせた全体の最終処分量は1,788トンとなる。排出量に対する減量化量および最終処分量の割合は、それぞれ69.5%および2.5%である。



注1) フローに示すごみ量には事業系ごみの民間資源化量やモデル事業により処理するごみ量等は含んでいない。

注2) フロー中の丸数字はP18添付資料3に示す処理内訳に付した番号と対応するものである。

図1 一般廃棄物の排出・処理状況フロー（平成24年度）

### (2)生活排水処理の現状

平成24年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、以下のとおりである。

生活排水処理対象人口は、図2に示すとおり207,136人で、生活排水を処理している人口は184,010人、汚水衛生処理率は88.8%である。

し尿発生量は5,185 kL/年、浄化槽汚泥（集落排水汚泥を含む）発生量は13,108 kL/年であり、処理・処分量は18,293 kL/年である。

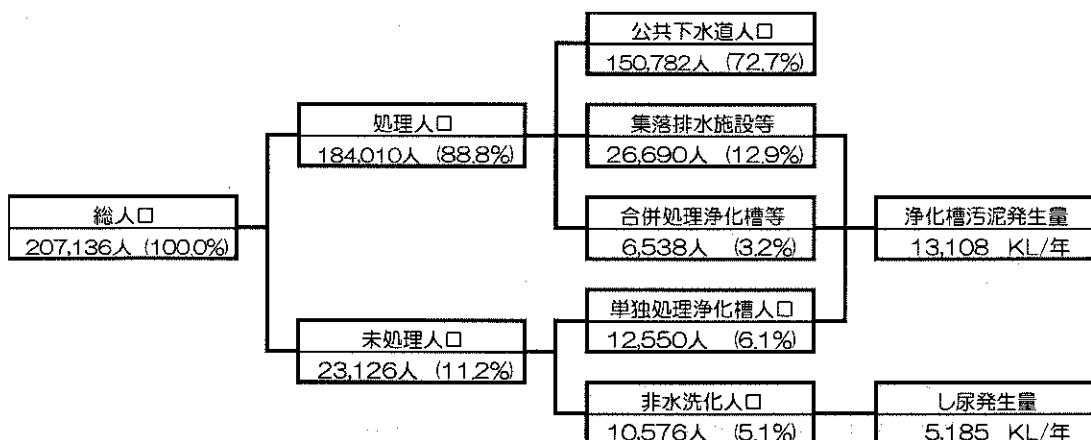


図2 生活排水の処理状況フロー（平成24年度）

### (3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中において、表1に示す目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。平成31年度において、ごみの排出量の減少により、焼却量も減少し、熱回収量は平成24年度に比べ減少する。

なお、現状と将来のトレンドグラフについては添付資料2、現状と将来の処理内訳については添付資料3参照とする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位	現状(割合 <sup>*1</sup> )	目標(割合 <sup>*1</sup> )
	(平成24年度)	(平成31年度)
排出量	事業系 総排出量	18,791トン
	1 事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup>	1.51トン/事業所
	家庭系 総排出量	53,057トン
	1人当たりの排出量 <sup>*3</sup>	170kg/人・年
再生利用量	合計 事業系+家庭系	71,848トン
	直接資源化量	0トン(0.0%)
	総資源化量	20,306トン(28.2%)
	熱回収量(年間の発電電力量)	27,169MWh
減量化量	中間処理による減量化量	49,920トン(69.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,788トン(2.5%)
		1,550トン(2.4%)

\*1 排出量は現状(H24)に対する割合、その他は各年の排出量に対する割合。ただし、再生利用量のうち総資源化量は集団回収量を含む排出量を分母として算出した割合。

\*2 (1事業所当たりの排出量)= {(事業ごみの総排出量)-(事業ごみの資源回収量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H24:10,870事業所(推計)、H31:10,614事業所(推計)とする。

・H24: (18,791t-2,326t) / 10,870事業所 = 1.51t/事業所

・H31: (18,637t-2,732t) / 10,614事業所 = 1.50t/事業所

\*3 (1人当たりの排出量)= {(家庭ごみの総排出量)-(家庭ごみからの資源回収量)} / (人口)

・H24: (53,057t-17,814t) / 207,136人 = 170kg

・H31: (46,393t-16,052t) / 199,573人 = 152kg

#### 《指標の定義》

排出量：事業ごみ、生活ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位:t]

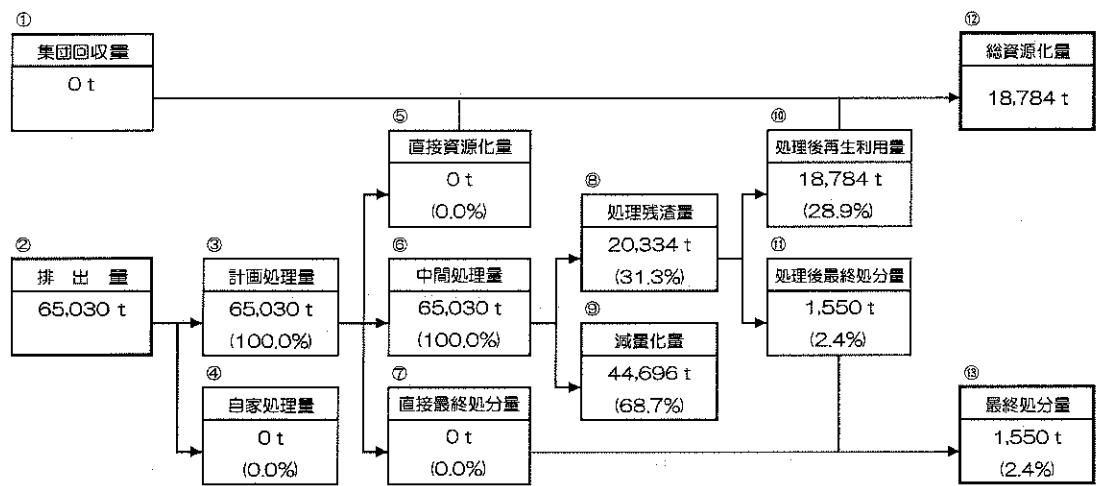
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:t]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:t]

最終処分量：埋立処分された量[単位:t]

人口：H24は207,136人(実績)、H31は199,573人(推計)とする。



注1) フローに示すごみ量には事業系ごみの民間資源化量やモデル事業により処理するごみ量等は含んでいない。

注2) フロー中の丸数字はP18添付資料3に示す処理内訳に付した番号と対応するものである。

図3 目標達成時の一般廃棄物の排出・処理状況フロー（平成31年度）

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、公共下水道および合併処理浄化槽の整備とともに集合処理施設への接続を呼びかけることにより進め、目標は表2に掲げるとおりとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分	平成24年度 実績	平成31年度 目標
処理形態別人口	公共下水道人口 150,782人 (72.7%)	154,530人 (77.4%)
	集落排水施設等 26,690人 (12.9%)	29,283人 (14.7%)
	合併処理浄化槽等 6,538人 (3.2%)	4,066人 (2.0%)
	単独処理浄化槽人口 12,550人 (6.1%)	7,187人 (3.6%)
	非水洗化人口 10,576人 (5.1%)	4,507人 (2.3%)
合 計		207,136人 (100%)
し尿・汚泥の量	し尿発生量 5,185キロット	3,289キロット
	浄化槽汚泥発生量 (集落排水汚泥含む) 13,108キロット	10,672キロット
	合 計 18,293キロット	13,961キロット

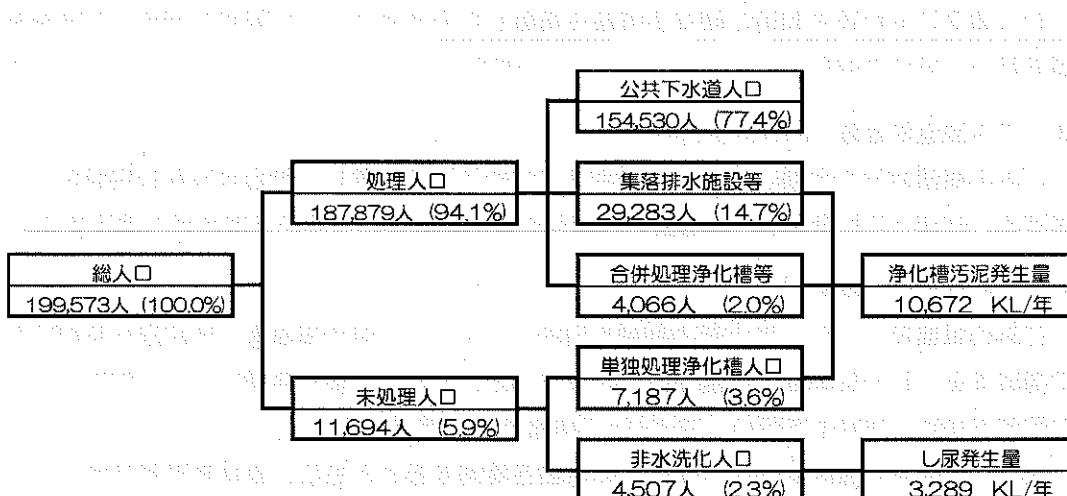


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成31年度）

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア ごみ処理有料化制度の導入

家庭系ごみについては、松江地域において平成12年4月から可燃ごみ・不燃ごみについて、平成14年10月から紙・プラスチック容器包装について指定袋によるごみ処理有料化を導入している。また、事業系可燃ごみ・不燃ごみについては、従前どおり本市許可業者に収集を委託するか事業者自ら処理施設に搬入し、従量制により手数料を負担する。

家庭系ごみの指定袋については平成16年度、平成23年度の市町村合併時に地域間の統一を図ったほか、今後も受益者負担の原則に基づき必要に応じて手数料の改定を行っていくものとする。

##### イ 施設を活用した環境教育と意識啓発

川向リサイクルプラザ内の「くりんびーす」において、施設見学を兼ねたリサイクル体験教室の開催や、市民から提供された家具又は再生修理した家具などの展示と、市民への提供を行う「ごみの市」を開催する。

また、各ごみ処理施設において、学校や地域からの見学者を受け入れし、ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、市民のごみに対する知識や分別徹底、リサイクルの重要性について理解を深める。

##### ウ 広報等を活用した情報発信

市民記者が編集を行い、年4回全戸配布している、街かど環境情報誌「エコタウンまつえ」により、本市の環境政策を市民目線でわかりやすく発進する。

また、「市報まつえ」においても、ごみに関する情報等を掲載したり、本市のホームページに資源ごみの再生利用に関する情報を掲載したりするなど、広報等を活用した情報発信を行い、分別の徹底やリサイクルについての啓発を行う。

##### エ ごみ減量貯金箱

ごみの減量状況を金額に換算して貯金箱に貯める形で表現し、貯金状況を公民館等で公示する。貯まった貯金額は、より良い環境作り等の活動を行っている市民等へ還元する。

##### オ マイバックの推進

ごみの減量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減を目的に、スーパー等の事業者、市民団体及び行政で構成する「レジ袋削減推進協議会」を設立したことから、参加店舗において無料レジ袋の配布をやめ、有料化を行い、マイバック持参運動の実施を行う。

また、収益金を環境団体等へ寄付する活動を実施するとともに、参加事業者を増やしていくための取り組みを行い、市民のマイバック持参の普及を図るものとする。

##### カ 分別啓発ステッカーによる啓発

ごみの適正排出及び適正分別の徹底を図るため、計画収集に排出された各ごみに分別区分に違反する場合は、分別啓発ステッカーによる啓発を行う。

##### キ 松江市生活環境保全推進員

市民のなかから、生活環境保全推進員を選任し、ごみの出し方、ごみの処理及び環境美化について、地域に密着した指導、啓発を行い、施策の推進に協力していただく。

## ク 生ごみ堆肥化モデルプラント

学校給食センターから排出される調理くず及び食べ残しを、プラントを活用して堆肥化を行い、減量と再資源化の推進を図る。

また、モデルプラントへの見学等受け入れ、意識啓発を行う。

## ケ 業務用生ごみ処理機設置補助金

生ごみ多量排出事業所のホテル、旅館を対象に、業務用生ごみ処理機購入費及びリース費の一部に補助を行い、生ごみの減量と再利用を推進する。

## コ ごみ減量等優良事業所認定制度

本市に拠点を置き、環境問題に取り組み、松江圏域の特徴を生かした環境ビジネスの創造を目指す企業によって設立した「環境を創る企業の会」に所属し、ごみの減量及び再利用など積極的の取り組んでいる市内の事業所を【松江市ごみ減量等優良事業所】として認定し、認定証及び認定マークを交付する。

その事業所の取り組み状況などについては、環境街かど情報誌「エコタウンまつえ」などで市民に広く紹介していく。

## サ 資源ごみ分別の啓発

リサイクル推進を図るため、資源として区分している11種のごみについては、分別徹底を広報・パンフレット紙等で啓発していくものとする。

## シ リサイクルステーション整備

缶、びん、ペットボトルについては、常設のリサイクルステーションに隨時排出することができるものとしており、分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、市民が缶、びん、ペットボトルを出しやすいようリサイクルステーションの増設を進めていく。

## ス 事業系資源（古紙・缶・びん・ペットボトル）の自己搬入無料受付

事業者の分別意識の促進及びリサイクル量の増加を推進するため、事業系ごみのうち古紙及び従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルについては、分別を行ったうえで指定した施設に自己搬入した場合は無料で受け付けを行うものとする。

## セ 割り箸のリサイクル

使用済み割り箸を製紙会社に引き渡し、紙の原料としてリサイクルを行うため、家庭や事業所で発生した使用済み割り箸を本市内数カ所に設置した専用回収容器に持ち込んでもらい無料で回収を行うものとする。

## ソ もやせるごみ処理から発生する資源物のリサイクル

もやせるごみをエコクリーン松江で処理した際に、資源物の一つとしてスラグ及びメタルが発生する。スラグはアスファルトの材料など土木資材等として、メタルは金属の材料等として有効利用することが可能であり、リサイクルの推進と最終処分量の削減のため、これらのリサイクルを行う。

## タ サーマルリサイクル（もやせるごみの処理時の熱利用）

エコクリーン松江はボイラー及び発電機を有しており、もやせるごみ処理時の熱を利用した発電が可能である。エコクリーン松江の適正な維持管理を行い、引き続き発電等のサーマルリサイクルを行っていく。

#### チ 生活排水の汚濁負荷低減対策

廃油ポット、三角コーナーネット、拭き取り紙などの水質汚濁物質排出抑制用品の普及や無リン洗剤・せっけんの使用を推進し、生活排水の汚濁負荷量の低減を図るものとする。

#### ツ 生活排水処理施設接続の推進

人口密集地域においては市民に対し公共下水道、集落排水等の集合処理施設へ速やかに接続するように呼びかけ、集合処理施設の整備地域以外の地域においては、公設浄化槽の設置または公設浄化槽以外の合併処理浄化槽の整備指導を行うことで、生活排水処理の推進を行うものとする。

#### テ 有機性汚泥の有効利用

既存のし尿処理施設へ設備追加等を行うことで汚泥再生処理センター化し、汚泥の助燃剤化を行うことで汚泥の有効利用を行うものとする。

### (2) 処理体制

#### ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

もやせるごみ及び可燃性の粗大ごみについては、平成23年度に整備した新たなごみ処理施設エコクリーン松江において引き続き溶融処理及び効率的な熱回収（発電）を行う。また、処理残渣のうちスラグ・メタルは資源化し、飛灰は西持田最終処分場にて適正に埋立処分を行うものとする。

金属ごみおよび不燃性の粗大ごみについては、エコステーション松江にて破碎・選別処理した後、金属類の資源化を行い、可燃性の残渣はエコクリーン松江にて溶融処理、不燃性の残渣は西持田不燃物処理場にて埋立処分を行う。

資源ごみについては西持田リサイクルプラザにて選別・圧縮・梱包処理したのち資源化を行い、処理残渣はエコステーション松江にて溶融処理を行う。

#### イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物は、原則家庭ごみの区分に準じて同様に処分を行う。

また、引き続き給食センター等から排出される一部の生ごみについては堆肥化施設による資源化処理を行う。さらに、民間資源化施設を活用した生ごみや剪定枝などの有機性廃棄物の肥料化・燃料化を推進していく。

#### ウ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、公共下水道、集落排水処理施設、およびこれらの集合処理施設が整備されていない地域では合併処理浄化槽によって処理を行う。し尿・浄化槽汚泥（一部の集落排水処理施設からの汚泥を含む）については、本市の川向クリーンセンターにおいて処理を行う。また、平成27年度からはこれまで雲南広域連合に処理委託していた宍道地域のし尿・浄化槽汚泥についても川向クリーンセンターにて処理を行うものとする。

川向クリーンセンターにおいては、公共下水道の普及や人口の減少が要因となってし尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少し、性状および処理量が当初の計画処理条件から大きく乖離しているほか、平成11年度の施設稼働から長期間の経過に伴い設備の老朽化も進行しており、このままでは適正な処理に支障をきたす状況となっている。また、近年の資源循

環利用推進の観点から汚泥の有効利用についても検討する必要がある。これらの状況を考慮したうえで、川向クリーンセンターについては処理方式の変更および汚泥の助燃剤化が可能な汚泥再生処理センター化を行うものとする。

なお、助燃剤化の対象は原則として汚泥は浄化槽汚泥および集落排水汚泥とするが、汚泥の更なる有効利用を推進していくため、下水道汚泥（特定環境保全下水道）の受入の可能性についても検討を行う。

## エ. 今後の処理体制の要点

- ◆ 市民・事業者の意識啓発により、ごみ発生・排出量の削減を進めるとともに、これまでの処理体制を継続し、適正処理の推進と効率的な熱回収（発電）を行う。
- ◆ 下水道や集落排水処理施設が整備されていない地域に関して、本市が主体となって合併浄化槽の整備を進め、生活排水処理を推進していく。
- ◆ し尿処理施設は、施設の老朽化、処理対象物の性状・量の変化、汚泥の有効利用等の課題を解決するため、汚泥再生処理センターとしてリニューアルを行い、適正なし尿・浄化槽汚泥の処理を継続していく。

表3 本地域の家庭ごみ分別区分とごみ処理方法（現状と今後）

現状(平成24年度)				今後(平成31年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t/年)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込(t/年)
もやせるごみ	溶融	エコクリーン松江	38,899	もやせるごみ	溶融	エコクリーン松江	32,888
金属ごみ	破碎・選別	エコステーション松江	376	金属ごみ	破碎・選別	エコステーション松江	278
粗大ごみ	破碎・溶融(可燃)・ 破碎(不燃)	可燃:エコクリーン松江 不燃:エコステーション松江	581	粗大ごみ	破碎・溶融(可燃)・ 破碎(不燃)	可燃:エコクリーン松江 不燃:エコステーション松江	611
プラスチック製容器包装	リサイクル	川向リサイクルプラザ	1,449	プラスチック製容器包装	リサイクル	川向リサイクルプラザ	1,754
紙製容器包装	リサイクル	川向リサイクルプラザ	561	紙製容器包装	リサイクル	川向リサイクルプラザ	673
新聞紙	リサイクル	川向リサイクルプラザ		新聞紙	リサイクル	川向リサイクルプラザ	
雑誌・チラシ類	リサイクル	川向リサイクルプラザ		雑誌・チラシ類	リサイクル	川向リサイクルプラザ	
ダンボール	リサイクル	川向リサイクルプラザ	7,647	ダンボール	リサイクル	川向リサイクルプラザ	6,740
紙パック	リサイクル	川向リサイクルプラザ		紙パック	リサイクル	川向リサイクルプラザ	
シェレッダー古紙	リサイクル	川向リサイクルプラザ		シェレッダー古紙	リサイクル	川向リサイクルプラザ	
古着	リサイクル	川向リサイクルプラザ	445	古着	リサイクル	川向リサイクルプラザ	564
缶	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	539	缶	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	507
びん	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	1,436	びん	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	1,273
ペットボトル	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	428	ペットボトル	リサイクル	西持田リサイクルプラザ	395

現状(平成24年度)				今後(平成31年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t/年)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込(t/年)
もやせるごみ	溶融	エコクリーン松江	38,899	もやせるごみ	溶融	エコクリーン松江	32,888
金属ごみ	破碎・選別	エコステーション松江	376	金属ごみ	破碎・選別	エコステーション松江	278
粗大ごみ	破碎・溶融(可燃)・ 破碎(不燃)	可燃:エコクリーン松江 不燃:エコステーション松江	581	粗大ごみ	破碎・溶融(可燃)・ 破碎(不燃)	可燃:エコクリーン松江 不燃:エコステーション松江	611
資源ごみ				資源ごみ			
古紙・古着				古紙・古着			
資源ごみ				資源ごみ			



※1 処理実績・処理見込量は事業系ごみを含まない。  
※2 もやせるごみおよび粗大ごみは施設への一次搬入量、金属ごみおよび資源ごみは資源化量である。

### (3) 处理施設等の整備

#### ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、次のとおり必要な施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	施設整備種類	事業名	施設規模	設置予定地	事業期間
1	汚泥再生処理センター	汚泥再生処理センター整備事業	51kL/日	松江市竹矢町 1439-4	H26~H27 年度

注) 施設の概要は添付資料のとおり。(上記施設については、国庫補助事業である。)

(整備の理由) 事業番号1: 施設の老朽化と処理対象物の量・性状の変化に対応し適正な処理を行うことと、汚泥の有効利用促進を図るため。

\*施設整備は既存のし尿処理施設へ新たな設備等を追加し汚泥再生処理センター化することによって行うものである。

### (4) 廃棄物処理施設整備における計画策定支援事業

汚泥再生処理センターの施設整備に関して、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 廃棄物処理施設整備における計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
4.1	汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援事業	基本設計書・発注仕様書作成等	H26年度

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア. 不法投棄対策

環境街かど情報誌「エコタウンまつえ」などを活用し不法投棄をしないよう啓発を図るとともに、監視カメラや防止看板の設置などにより不法投棄の拡大を防ぐ。また、警察や地域住民等と連携したパトロールや、発見した投棄物の迅速な撤去及び適正処理を行うものとする。

### イ. 在宅医療廃棄物対策

家庭から排出される在宅医療廃棄物について、自己注射針や自己血糖値測定針など鋭利で危険なものは、ペットボトル等に入れてふたをするなど安全確保の措置を取ることとしたうえで、在宅医療廃棄物は全てもやせるごみとして取り扱い、収集・運搬および処理は本市が行うことでの事故防止に配慮した処理を行うものとする。

### ウ. 漂着ごみ対策

海岸に漂着し堆積しているごみについて、地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみの回収・清掃作業に対して支援を行うものとする。

### エ. 災害廃棄物対策

災害廃棄物は、多種多様にわたり、大量かつ各地に散在して発生することが多いことから、災害発生時には「松江市地域防災計画（H19.3 策定）」に基づき、迅速な廃棄物やし尿等の回収および処理を行い、また、被害状況により本市単独での対応が困難と判断できる場合は、県や近隣市町村との連携を図り、適切な処理体制を確保するものとする。

## 4. 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて島根県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

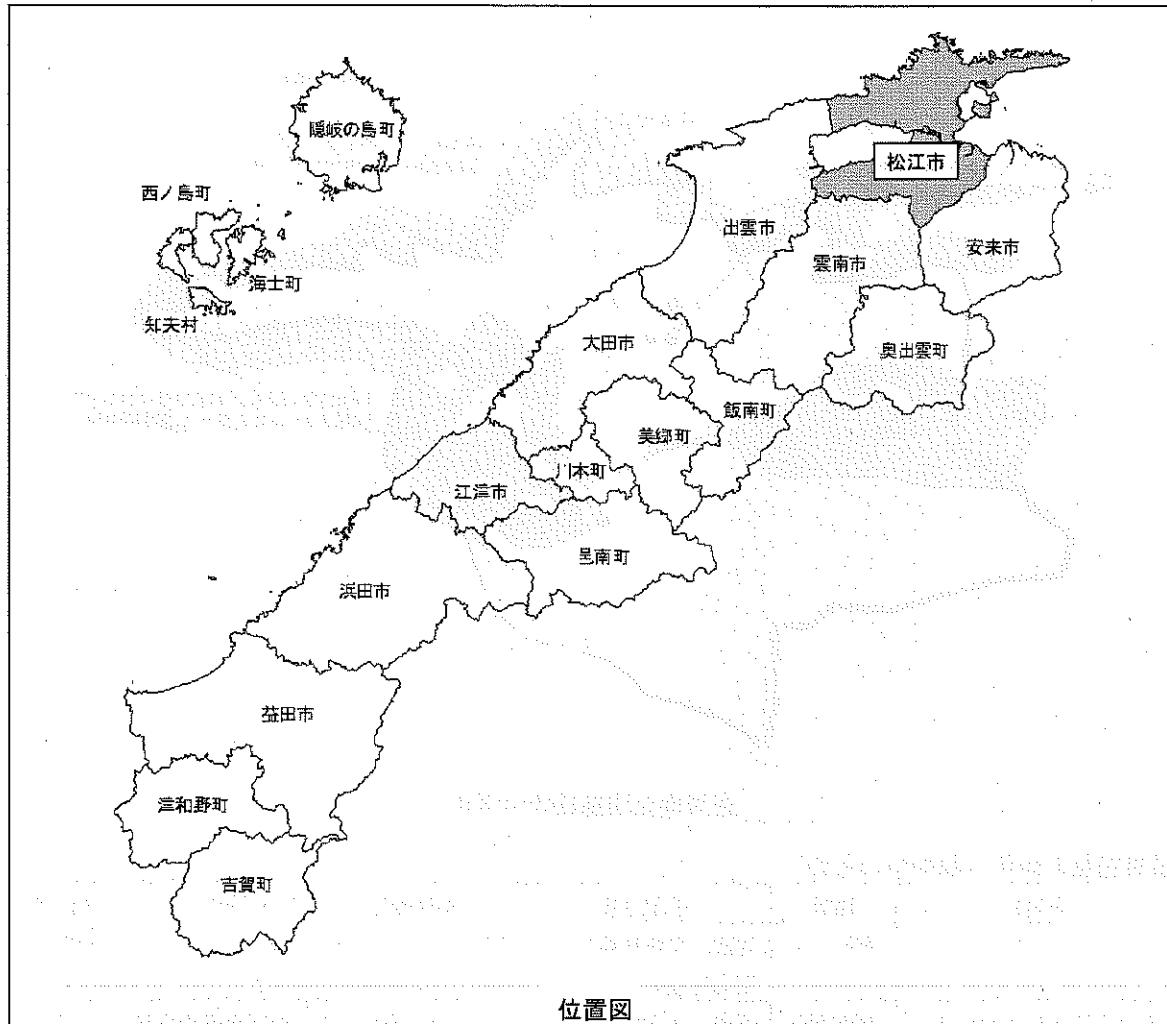
### (2) 事後評価及び計画の見直し

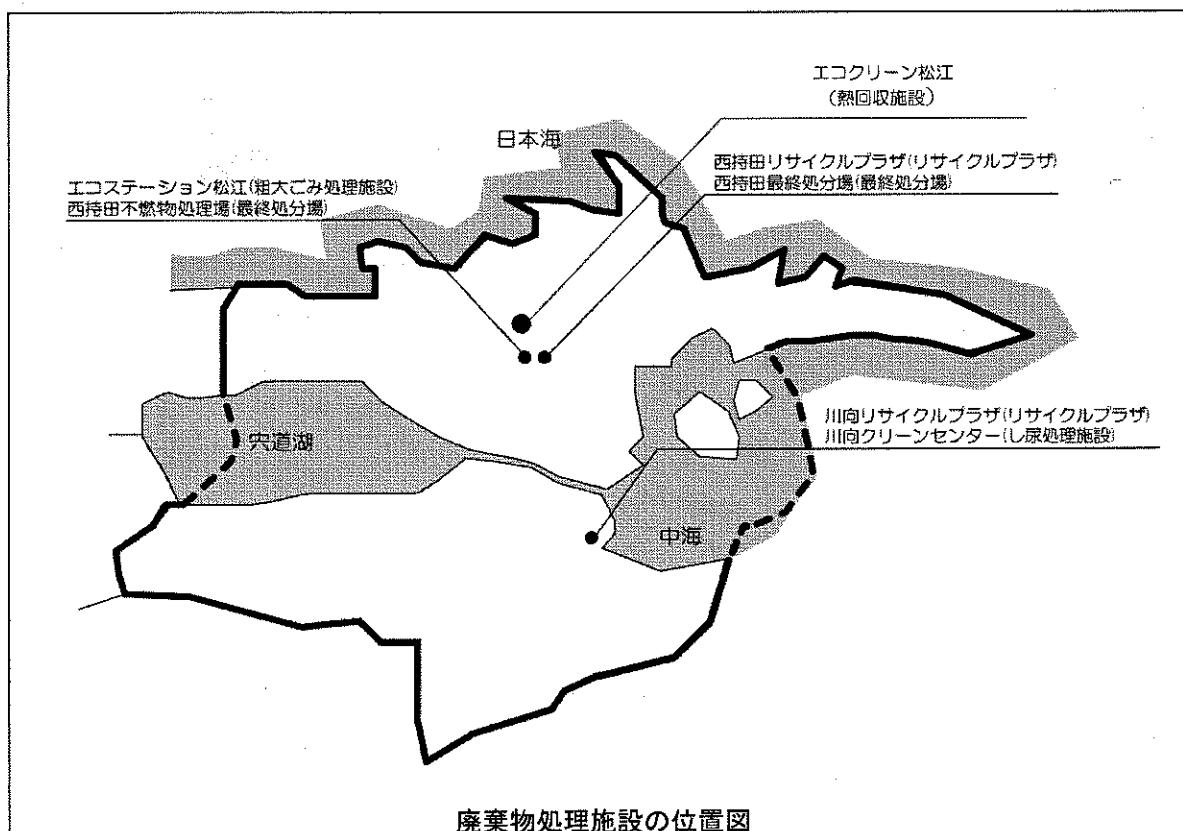
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

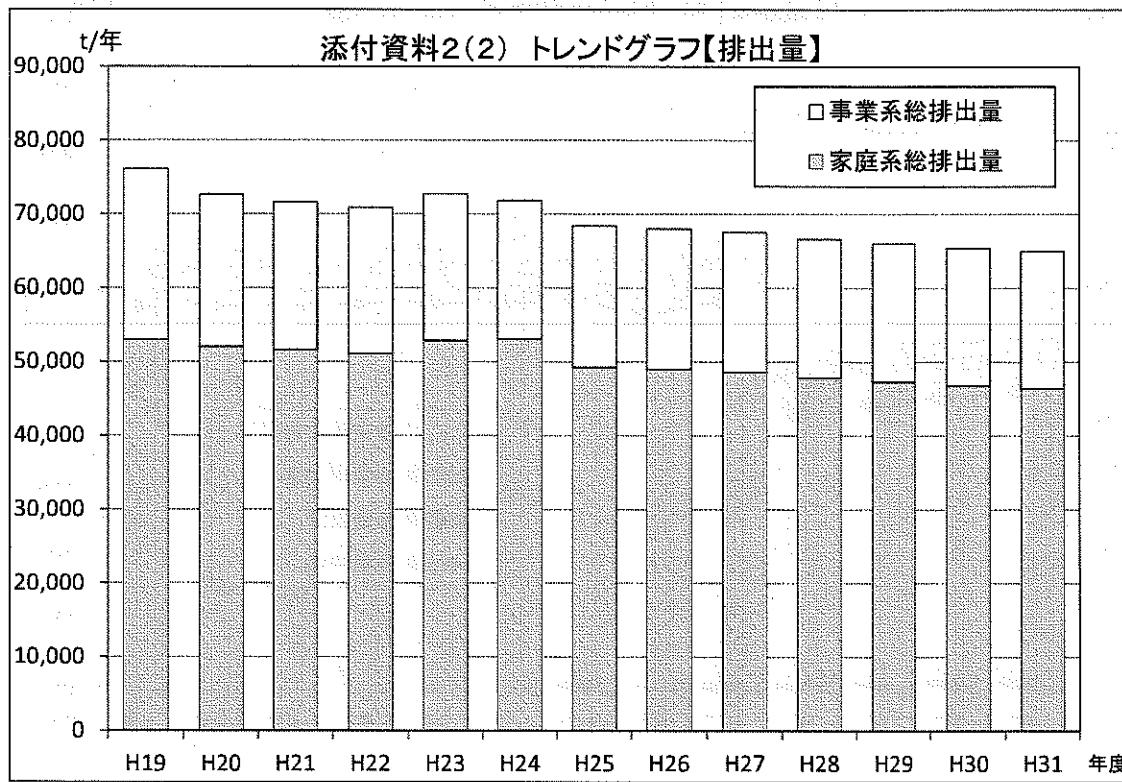
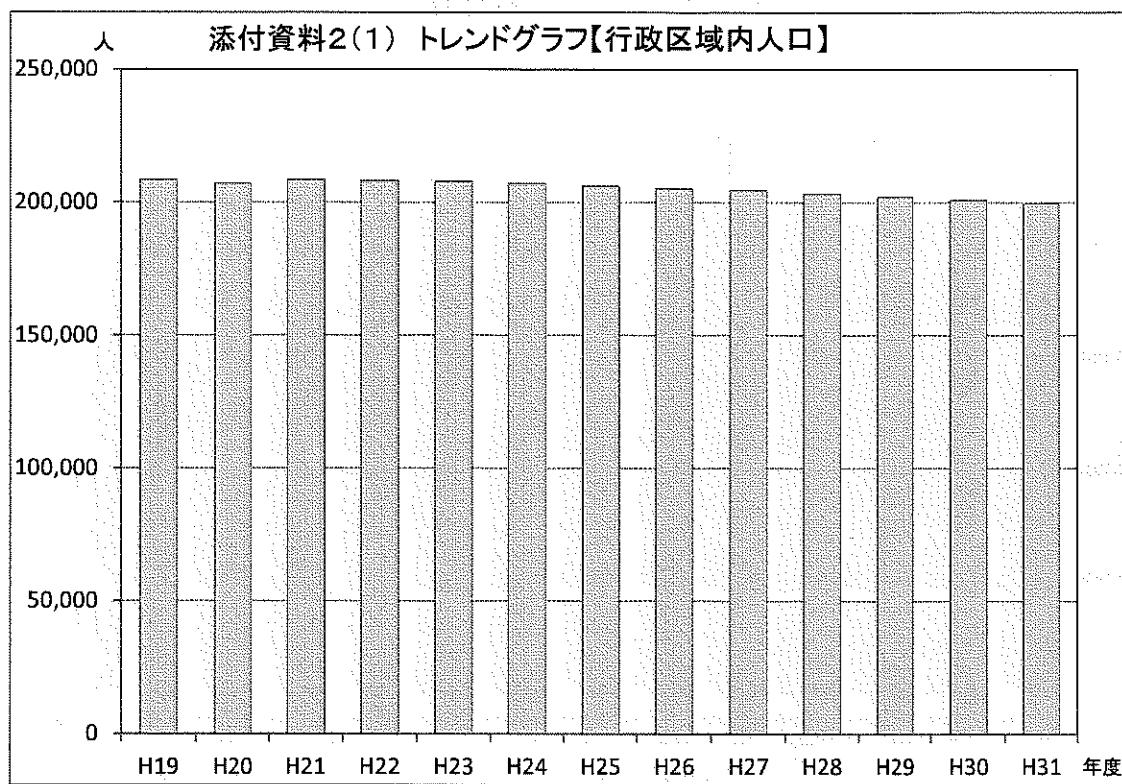
## 添付資料 1

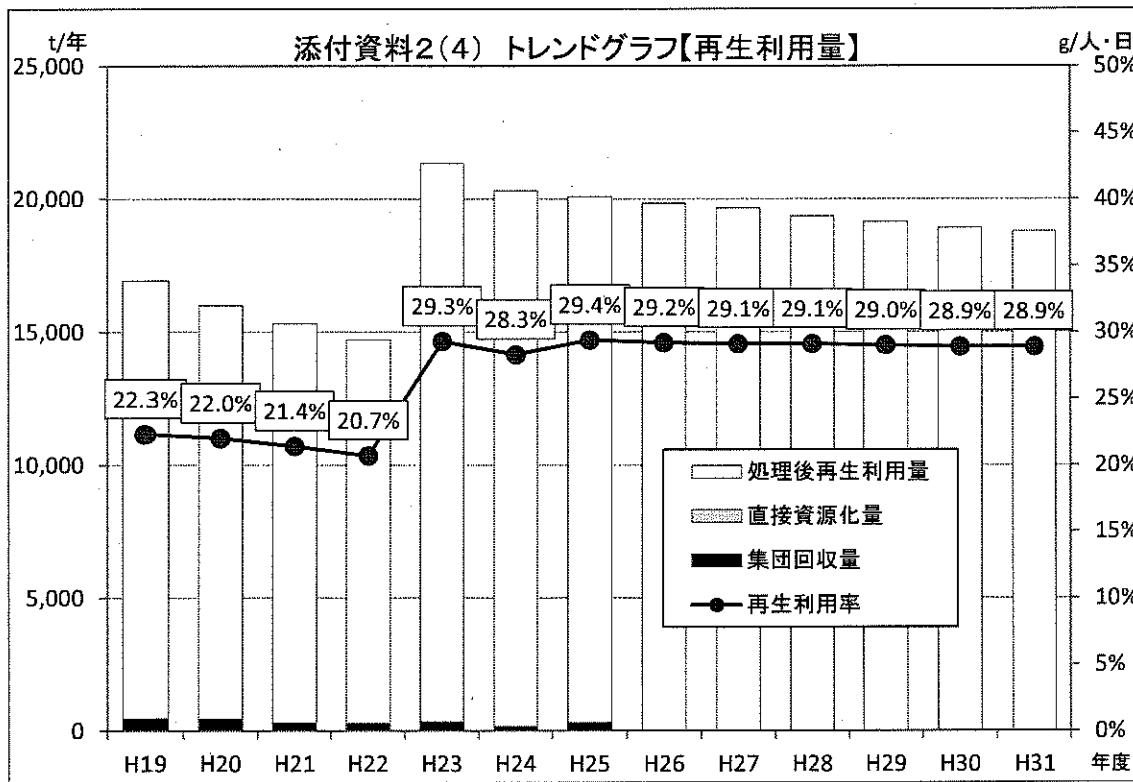
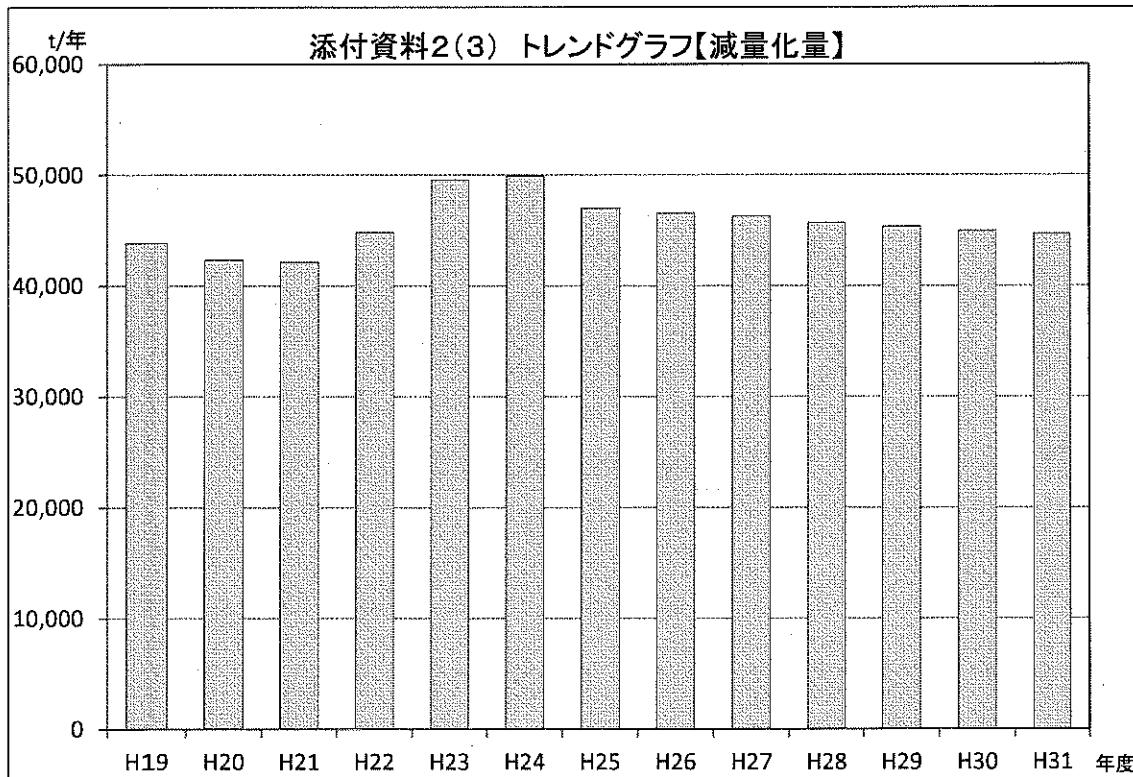


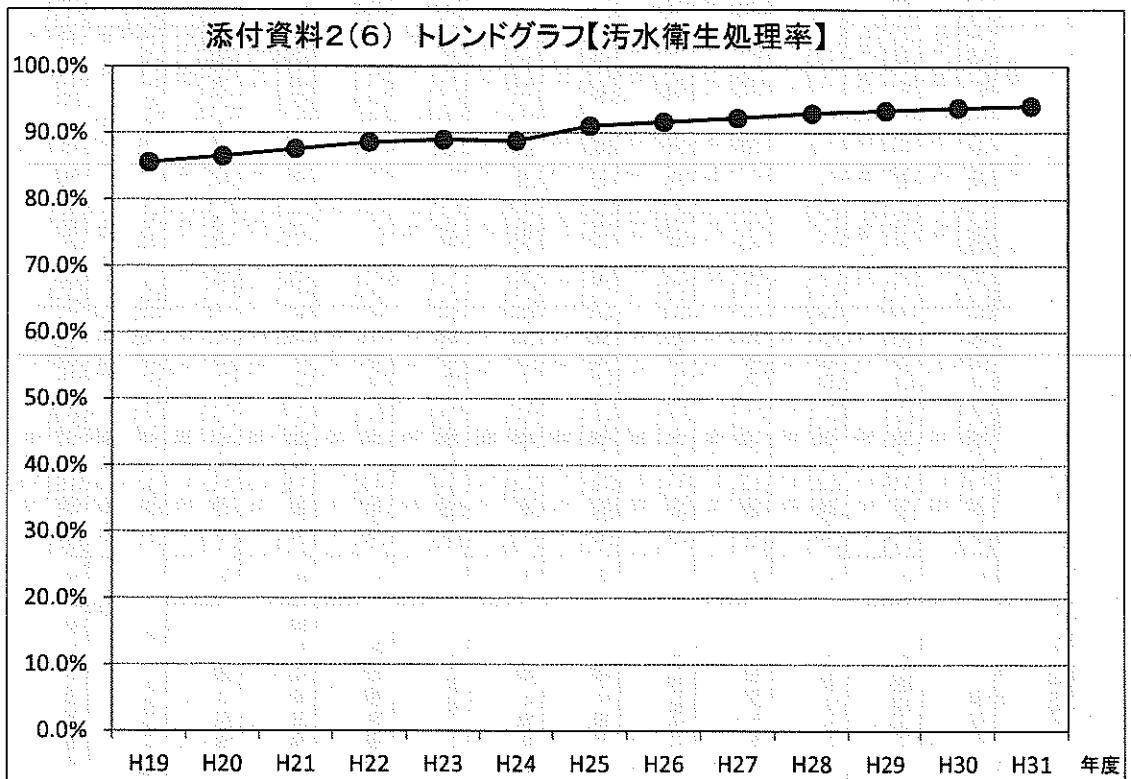
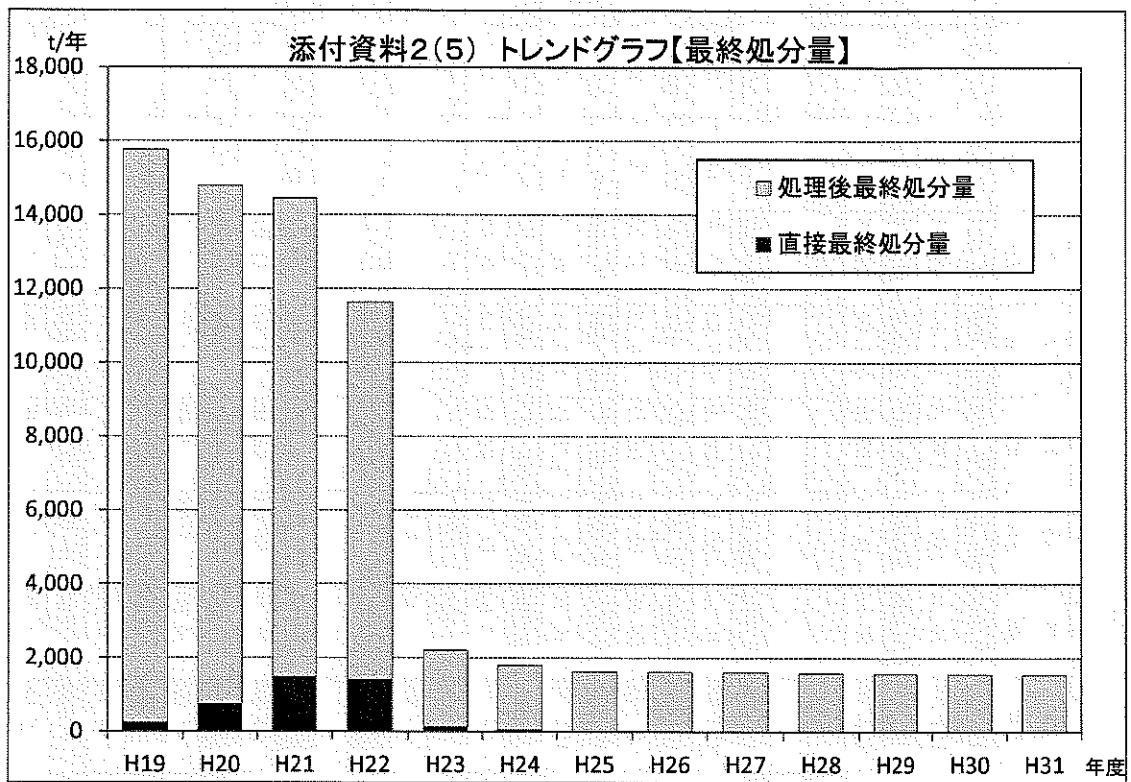


#### 現有施設の概要（稼働中のもの）

施設名	種類	処理対象	処理能力	所在地	竣工年
エコクリーン松江	溶融	可燃、可燃性粗大、可燃性残渣	255 t/日 (24h)	松江市	H23
エコステーション松江	破碎選別	不燃、不燃性粗大、金属	59 t/日 (5h)	松江市西持田町	H14
西持田リサイクルプラザ	選別圧縮	缶、びん、ペットボトル	16 t/日 (5h)	松江市西持田町	H10
川向リサイクルプラザ	選別圧縮	古紙・古布、紙製容器包装、プラスチック容器包装	64 t/日 (5h)	松江市竹矢町	H14
西持田最終処分場	埋立	溶融残渣（飛灰）	156,641 m <sup>3</sup>	松江市西持田町	H2
西持田不燃物処理場	埋立	不燃性残渣	545,000 m <sup>3</sup>	松江市西持田町	S63
川向クリーンセンター	高負荷脱窒素	し尿、浄化槽汚泥	70 kL/日 (前処理 123 kL/日)	松江市竹矢町	H11







### 添付資料3 現状と将来の処理内訳

地域計画本綱で示したフロー上の番号に整合									
	19 実績	20 実績	21 実績	22 実績	23 実績	24 実績	25 実績	26 見込	27 見込
排出量	② 年間ごみ量 [t/年度]	16,084	72,649	71,622	70,871	72,559	71,848	68,420	68,027
	一日ごみ量 [t/日]	208.45	199.04	195.69	194.17	199.34	196.84	186.94	185.04
計画処理量	③ 年間ごみ量 [t/年度]	16,084	72,649	71,622	70,871	72,559	71,848	68,420	68,027
	一日ごみ量 [t/日]	208.45	199.04	195.69	194.17	199.34	196.84	186.94	185.04
自家処理量	④ 年間ごみ量 [t/年度]								
	一日ごみ量 [t/日]								
中間処理量	⑥ 年間ごみ量 [t/年度]	75,834	71,910	70,128	69,460	72,698	71,804	68,420	68,027
	一日ごみ量 [t/日]	207.77	197.02	191.61	190.30	198.98	196.72	186.94	185.04
処理済流量	⑧ 年間ごみ量 [t/年度]	31,989	29,396	27,966	24,635	23,076	21,884	21,415	21,452
	一日ごみ量 [t/日]	87.64	81.08	76.41	67.49	63.22	59.96	58.51	58.77
減量化量	⑨ 年間ごみ量 [t/年度]	43,845	42,314	42,162	44,825	49,552	49,920	47,005	46,575
	一日ごみ量 [t/日]	120.13	115.94	115.20	122.81	135.76	136.76	128.43	127.61
総資源化量	⑩ 年間ごみ量 [t/年度]	16,932	15,991	15,316	14,702	21,345	20,306	20,083	19,837
	一日ごみ量 [t/日]	46.39	43.81	41.85	40.28	58.48	55.63	54.88	54.35
集団回収量	① 年間ごみ量 [t/年度]	46	445	304	291	335	166	298	
	一日ごみ量 [t/日]	1.26	1.22	0.83	0.80	0.92	0.45	0.82	
直接資源化量	⑤ 年間ごみ量 [t/年度]								
	一日ごみ量 [t/日]								
処理後再生利用量	⑪ 年間ごみ量 [t/年度]	16,471	15,546	15,012	14,411	21,010	20,140	19,785	19,837
	一日ごみ量 [t/日]	45.13	42.59	41.02	39.48	57.56	55.18	54.06	54.35
最終処分量	⑫ 年間ごみ量 [t/年度]	15,768	14,789	14,448	11,635	2,97	1,788	1,630	1,605
	一日ごみ量 [t/日]	43.19	40.51	39.47	31.88	6.02	4.90	4.45	4.42
直接最終処分量	⑦ 年間ごみ量 [t/年度]	250	739	1,494	1,411	131	44		
	一日ごみ量 [t/日]	0.68	2.02	4.08	3.87	0.36	0.12		
処理後最終処分量	⑪ 年間ごみ量 [t/年度]	15,518	14,050	12,954	10,224	2,066	1,744	1,630	1,615
	一日ごみ量 [t/日]	42.51	38.49	35.39	28.01	5.66	4.78	4.42	4.39

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成25年度）

1 地域の概要

(1)地域名	松江地域	(2)地域内人口		207,136人	(3)地域面積	573.01 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	松江市	人口	面積	奄美 沖縄 山形 半島 遠隔 その他		
(5)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況						
①組合を構成する市町村:						
③設立されていない場合、今後の見通し:—						

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
排出量	事業系 総排出量(トン)	23,110	20,605	19,999	19,800	19,899	18,791	18,637 (0.24% -0.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.90	1.70	1.65	1.68	1.55	1.51	1.50
	家庭系 総排出量(トン)	32,974	52,044	51,623	51,071	52,860	53,057	46,393 (0.24% -12.0%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	179	180	179	179	166	170	152
合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	76,084	72,649	71,622	70,871	72,759	71,848	65,030 (0.24% -0.5%)
再生利用率	直接資源化量(トン)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	総資源化量(トン)	16,932 (22.1%)	15,991 (21.9%)	15,316 (21.3%)	14,702 (20.7%)	21,345 (23.2%)	20,306 (26.2%)	18,784 (28.9%)
	燃回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	27,742	27,169	23,400
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	43,845 (97.8%)	42,314 (98.0%)	42,162 (98.9%)	44,825 (83.2%)	49,552 (68.1%)	49,920 (69.5%)	44,696 (98.7%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	15,768 (20.7%)	14,789 (20.0%)	14,448 (20.2%)	11,635 (16.0%)	2,197 (3.0%)	1,708 (2.5%)	1,550 (2.4%)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始予定期月	更新、廃止予定期月	型式及び処理方式	
熱回収施設	松江市	シャフト式ガス化溶融	有	255 t/日	H23.4		継続使用	
粗大ごみ処理施設	松江市	破砕・墨別・圧縮・貯留	有	58 t/日	H14.3		継続使用	
リサイクルセンター	松江市	選別・圧縮・貯留	有	16 t/日	H10.9		継続使用	缶、びん、ペットボトル
最終処分場	松江市	選別・圧縮・貯留	有	64 t/日	H14.10		継続使用	古紙、紙・プラ製容器包装
	セル方式・管理型	有	156,641 m <sup>3</sup>	H2.4			継続使用	溶融残渣
し尿処理施設	松江市	セル方式・管理型	有	545,000 m <sup>3</sup>	S03.6		継続使用	不燃残渣
	高負荷脱窒素処理	有	70 kL/日	H11.4	H28.4	施設老朽化・量・性状変化・汚泥の有効利用度	希釈混合下水道系統	H28.4 53 kL/日 汚泥再生処理センター化

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況 現状				目標 平成31年度 (見込み)
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総 人 口	208,525	207,106	208,511	208,197	207,807	207,136
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	141,425	142,735	147,402	148,909	150,749
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	67.8%	68.9%	70.7%	71.6%	72.6%
合 併 处 理 清 槽 等	汚水衛生処理人口	26,651	26,708	27,126	27,276	27,056
未 处 理 人 口	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	12.8%	12.9%	13.0%	13.1%	13.0%
	汚水衛生処理人口	10,510	9,775	8,166	8,196	7,060
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.0%	4.7%	3.9%	3.9%	3.4%
	汚水衛生処理人口	29,939	27,888	25,817	23,816	22,942
		14.4%	13.5%	12.4%	11.4%	11.0%
						11.2%
						5.9%

5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 别	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容		備 考
		基 数	处理人口	開始年度	基 数	处理人口	
淨化槽設置整備事業	松江市	613	1,961	~H16	-	-	-
淨化槽市町村整備推進事業	松江市	578	1,893	H13~H16	-	-	今後は公認により本市 独自に整備を行っていく

樣式2

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成25年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体	事業名称	規模	事業期間 交付期間	事業期間 交付期間	総事業費(千円)			交付対象事業費(千円)				備考		
								単位	開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
○有機性廃棄物リサイクル推進施設に関する事業								525,333	3,413	521,920				441,463	1,100	440,363	
汚泥再生処理センター整備事業	1	松江市	51	kL/日	H26	H27	525,333	3,413	521,920				441,463	1,100	440,363		
○施設整備に関する計画支援事業								10,231	10,231				10,231	10,231			
汚泥再生処理センター整備事業 に係る発注等支援事業	41	松江市	51	kL/日	H26	H26	10,231	10,231					10,231	10,231			
合計								535,564	13,644	521,920				451,694	11,331	440,363	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考		
					開始	終了		H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度							
発生抑制、 再使用の推進 に関するもの	11	ごみ処理有料化制度の導入	家庭ごみの指定ごみ袋制度や事業ごみの自己搬入時の手数料徴収を維持し市民・事業者のごみ減量意識の向上を図る。	松江市	H26	H30		ごみ処理有料化							
	12	施設を活用した環境教育と意識啓発	施設見学を兼ねたリサイクル体験教室、再生家具の展示・提供を行うごみの市、ごみ処理施設見学会を開催する。	松江市	H26	H30		ごみの市・施設見学等実施							
	13	広報等を活用した情報発信	市民記者が編集した全戸配布の環境情報誌や市広報などにより情報発信を行い市民意識の啓発を行う。	松江市	H26	H30		広報による情報発信							
	14	ごみ減量貯金箱	ごみ減量状況を金額に換算して貯金箱に貯める形で公表し、貯金額を市民等へ還元する。	松江市	H26	H30		貯金額の公表・還元							
	15	マイバッグの推進	レジ袋削減推進協議会に参加する店舗にてマイバッグ持参運動を実施し、市民のマイバッグ持参の普及を図る。	松江市	H26	H30		マイバッグ持参運動実施							
	16	分別啓発ステッカーによる啓発	分別区分に違反して出されたごみに分別啓発ステッカーを貼り、適正排出および分別徹底の啓発を行う。	松江市	H26	H30		ステッカーによる啓発							
	17	松江市生活環境保全推進員	市民より生活環境保全推進員を選任し、ごみの出し方等を地域で指導していただく。	松江市	H26	H30		推進員の選任							
	18	業務用生ごみ処理機設置補助金	ホテルや旅館を対象に生ごみ処理機購入およびリース費用の一部に補助を行う。	松江市	H26	H30		補助金の交付							
	19	ごみ減量等優良事業所認定制度	ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業所に認定証等を交付し、その取組状況等を市民に紹介する。	松江市	H26	H30		認定証等の交付・取組紹介							
	20	資源ごみ分別の啓発	広報・パンフレット等により分別徹底の啓発を行う。	松江市	H26	H30		啓発の実施							
	21	リサイクルステーション整備	缶、びん、ペットボトルを排出しやすいように隨時排出可能な常設リサイクルステーションの増設を進める。	松江市	H26	H30		リサイクルステーション増設の推進							
	22	事業系資源の自己搬入無料受付	事業者の分別意識促進・リサイクル推進のため、資源ごみを分別して自己搬入した場合は無料で受け付ける。	松江市	H26	H30		無料受付の実施							
	23	割り箸のリサイクル	紙の原料としてリサイクルするため、使用済み割り箸の回収を行う。	松江市	H26	H30		割り箸の回収							
	24	もやせるごみ処理残渣のリサイクル	エコクリーン松江で発生するスラグ・メタルについて土木資材や金属材料としてリサイクルを行う。	松江市	H26	H30		リサイクル実施							
	25	サーマルリサイクル	エコクリーン松江での処理時の余熱を利用して発電を行う。	松江市	H26	H30		発電の実施							
	26	生活排水の汚濁負荷低減対策	水質汚濁物質排出抑制用品や無リン洗剤・石けんの使用を推進し、生活排水の汚濁負荷量低減を図る。	松江市	H26	H30		対策の実施							
	27	生活排水処理施設接続の推進	生活排水処理施設への接続および整備を呼びかける。	松江市	H26	H30		呼びかけの実施							
	28	有機性汚泥の有効利用	新たに整備する汚泥再生処理センターで浄化槽汚泥や集落排水汚泥等の有機性汚泥を助燃剤化する。	松江市	H28	H30		汚泥の有効利用							

## 様式3

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要な の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
処理施設の整備に関するもの	1	汚泥再生処理センター整備事業	既存のし尿処理施設を汚泥再生処理センター化し、適正処理と汚泥の有効利用の推進を図る。	松江市	H26	H27	○		施設整備				
	2	合併処理浄化槽の整備	浄化槽の計画的な整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	松江市	H26	H30				公設浄化槽整備			
施設整備に関する計画支援に関するもの	41	1の計画支援	生活環境影響調査実施、発注仕様書作成等	松江市	H26	H26	○	実施					
その他	51	不法投棄対策	監視カメラ・看板の設置や警察・地域住民等と連携したパトロールの実施により不法投棄の拡大を防ぐ。	松江市	H26	H30				施策の継続			
	52	在宅医療廃棄物対策	在宅医療廃棄物について、安全確保の措置および収集運搬・処理を本市が行い事故防止に配慮した処理を行う。	松江市	H26	H30				施策の継続			
	53	漂着ごみ対策	地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみの回収・清掃に対して支援を行う。	松江市	H26	H30				施策の継続			
	54	災害廃棄物対策	災害発生時は松江市地域防災計画に基づき迅速な一般廃棄物の回収・処理を行い、本市単独で対応困難な場合は周辺自治体と連携を図る体制を構築する。	松江市	H26	H30				施策の継続			

【参考資料様式4】

**施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）**

都道府県名 島根県

(1) 事業主体名	松江市
(2) 施設名称	川向クリーンセンター
(3) 工期	平成26年度～平成27年度
(4) 施設規模	処理能力 51 kL／日
(5) 処理方式	脱水希釀（下水道放流）+汚泥助燃剤化
(6) 地域計画内の役割	現状のし尿、浄化槽汚泥の排出量および性状に対応した方式へ変更および汚泥処理設備を整備することで汚泥再生処理センター化し、市内から排出されるし尿、浄化槽汚泥の適正処理および集落排水汚泥等を含めた有機性廃棄物の有効利用促進を進める。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

(8) 資源化の方法	高性能脱水装置による助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	エコクリーン松江（溶融施設）における助燃剤利用

(10) 事業計画額	約 525,333千円
------------	-------------

【参考資料様式 6】

## 計画支援概要

都道府県名 島根県

(1) 事業主体名	松江市
(2) 事業目的	汚泥再生処理センターの整備のため (川向クリーンセンターの汚泥再生処理センター化)
(3) 事業名称	川向クリーンセンター基幹整備事業に係る発注等支援事業
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	○施設整備事業に係る発注支援を行う。 ・生活環境影響調査実施 ・施設基本設計書作成 ・発注仕様書作成 等
(6) 事業計画額	約 10,231千円

